

家計イベントの解説

相続 第一回 《笑顔で相続するにはどんな準備をすれば良いか》

9月号では、相続について、どんな準備をすれば良いかを、お話ししたいと思います。「相続」と聞くと、多くの皆さんは、「私はそんなに財産もないし関係ありません。」とお思いになるようです。これは、若干の謙遜と、多くの戸惑いからそのように思われるのだと思います。相続には、どうしても暗く忌まわしい雰囲気に伴いますので。しかし、皆さんお分かりのように、ほとんど、いや多分すべての人が「相続」を避けて通ることはできませんね。

皆さんの周りを見てください。その程度は様々ですが、相続が“争族”になっているケースのなんと多いことか。苦勞して蓄えた財産を親族の人たちに分け与えるのです。誰だって、みな喜んで受け取ってくれると考えますね。また、ぜひともそうあって欲しいものです。ところが、多くのケースでそうならない理由は一体何でしょうか。あまり愉快な話ではありませんが、一緒に考えてみましょう。私は、3点あるように思います。

まず第一点は、被相続人（亡くなられた方）と相続人の間に遺産相続に対する考え方の違いがあるためです。昭和22年までは、いわゆる家督相続の制度が残っていました。今の62歳以上の方は、生まれた時はまだこの制度の中に居たのです。意外に古くない制度なのです。ご承知のように、家督相続というのは、家督すなわち「戸主の身分に付随するすべての権利・義務」を相続するのです。もちろん財産もそこに含まれます。従って、自分の家を残したい、あるいは当然に長男が家を継いでくれる、という思いが、意外に、今も厳然と多くの人の心に残っているのですね。ところが、一方で若い人は、現在の民法の考え方で、財産分与は法定相続人に平等であるべきだと考えています。基本的な考え方が異なるのですから、どうしても遺族間でもめごとの種になります。

二点目は、相続人の中での思惑の違いがあることです。たとえば、「私が、お世話をして、一番尽くしてきたのに、なぜ弟と同額なのか。」「この自宅は私たちが継ぐつもりだったのに、兄弟に相続金を渡すために売却しなければならない。」といったことです。どこにもありそうな話ですね。こんなことから、今まで仲の良かった兄弟・姉妹の間に争い（いさかい）が始まるのです。

“争族”の原因の三点目として、相続財産はその価値（価格）の評価が意外に難しいことが挙げられます。例えば、土地の価格は、「基準地標準価格」、「路線価」など国・地方や国税庁が定める価格が4つもあります。これらは相互に関係がありますので、違いがあっても70%程度です。ところが5つ目の土地価格である「地価」（実勢価格とも言います）は、実際に取引されている土地の価格ですが、時には大きく変動し、前の路線価などの2倍などと高騰することがあります。その結果、同額で遺産を分配したつもりなのに、別の評価価格で算定をすると、「兄さんは私より多くもらっている。」などといった話が出てくる基になることがあります。

それでは、相続を“争族”としないためにどんな準備すれば良いのでしょうか。それも以下に述べる3点に纏められると考えます。以下は、ご自身の相続について（被相続人の立場で）記しています。

まず一点目は、ご自身の財産をどのように後世に残すのか、日頃からきちっと考えておくことです。それには、忌むしい思いを振り切ることが必要ですし、相続の制度や相続税などについていくらかは学習も必要です。また、私どもファイナンシャル・プランナーに相談されることも有効です。

二点目は、その考え方を、普段から親族の方に話されることです。「そのうち」と考えていると、機会がなくなる恐れがありますので、折にふれ、断片的でも良いのです、お話しになることです。「この家は誰それに遺すよ。」「この預金は、残れば皆で分けてくれ。」「屋敷は分割しない方が良いので、誰それに遺す。その代り、この預金を受け取って欲しい。」などです。もし親族の方からも、何か別の考えがあれば、その時に話が出るでしょう。それらも織り込んで、ご自身の相続設計をしていくこと

が大切と考えます。

三番目は、遺言書を作成することです。日頃の考えを文書にして残すことです。被相続人の考えがきちっと残っていれば、遺族の人はそれに従います。意外に問題なく財産分与が進む例が多いです。遺言書には三種類あります。それを下に示します。私は、まずは自筆遺言証書の作成をお勧めしています。何と云ってもお金が掛からず、手軽だからです。書き直しも自由です。夜、ゆっくりと思いを巡らし、2時間もあればともかく作成できるでしょう。公正証書遺言書が、確実に良いのですが、これを作るのに原案が必要です。自筆遺言証書はその原案にもなります。下右に、自筆遺言証書の一例を示します。重要なポイントは赤い枠で囲った4か所です。すなわち、財産を誰だれに「相続させる」と記述すること。それと日付、名前、印（実印である必要はありません）があることです。もちろん自筆してください。パソコンでは駄目ですのでご注意ください。

遺言書の種類と作成方法

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	本人が遺言書の全文を 自筆 で、 日付 (年月日)、 氏名 を書き、 押印 する(認印可)。(ワープロ不可)	本人が口述し、公証人が筆記する 印鑑証明 身元確認資料 相続人等の戸籍謄本、登記簿謄本	本人が遺言書に署名押印の後、遺言書を封じ同じ印で封印する。公証人の前で本人の遺言である旨と住所氏名を申述する。公証人が申述した内容を書く。(ワープロ、代筆可)
場所	自由	公証役場	公証役場
証人	不要	2人以上	2人以上
署名押印	本人	本人、公証人、証人	本人、公証人、証人
検認	必要	不要	必要

開封前、家庭裁判所にて

スズタカFPオフィス

9

自筆遺言証書の例

遺言書
遺言者 筑波太郎はこの遺言書により左のとおり遺言をする。

一、遺言者筑波太郎はその所有に係る左記不動産を茨城県つくば市竹園〇丁目〇番一六号筑波花子に相続させる。

二、茨城県つくば市吾妻〇丁目〇番三号弁護士甲野乙郎を遺言執行者に指定する。

この遺言のため遺言者自らこの遺言書全文を筆記し日付および氏名を自書して捺印する。

平成十九年十二月一日
遺言者 筑波太郎 印

茨城県つくば市竹園〇丁目〇番一六号

一階 四一・五六平方メートル
二階 三二・四五平方メートル

家屋番号〇〇番七
木造スレート垂鉛メッキ鋼板葺二階建
居室一棟

宅地 二四七・七平方メートル
二〇同所向番地七

記

スズタカFPオフィス

なお、次号では、実際の相続手続きの進め方および相続税の基礎について、お話しする予定です。

株式状況と解説

日本の株式市場は、8月以降、12,000円と16,000円のボックス相場を形成しています。中短期の相場変動を示す25日移動平均線は、ここ一ヶ月ほぼ水平線です。しばらくは動きにくい相場が続くものと考えます。相場が動くのは、前号でも述べましたが、米国の住宅市場が改善すること。米国や日本で消費が上向き兆候が出ることで、の2点と考えています。それには、さらに数か月を要するでしょうか。

ところで、日本の政権交代がどのように影響するでしょう。民主党に大いに期待しているのですが、良くても悪くても、その実績や効果が出るには、まだまだ時間がかかりそうです。

なお、この記述は株式等の売買をお勧めするものではありません。売買の判断はご本人でなさってください。

以上

このレポートの記述は、株式、保険等の売買を推奨するものではありません。株式、保険等の売買は自己の責任において行って下さるようお願いいたします。

ご意見、不明点など御座いましたらお気軽に連絡下さい。 なお複写、転載はご遠慮下さい。
 発行人：スズタカFPオフィス 代表 鈴木隆志 茨城県つくば市東新井4-2メゾンヴェールつくば612号
 携帯：090-4423-9147 Tel, Fax：029-861-0778 E-mail：suzu@suzutaka.org URL：http://www.suzutaka.org